

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 9 月 4 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 38 分
会 場 委員会室

1. 出席者

4 番 浅岡保夫、 9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、
12 番 内藤とし子、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長、
2 番 黒川美克、 1 番 長谷川広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、杉浦辰夫、杉浦敏和、鷺見宗重、磯貝正隆、
小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 平成 25 年 9 月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 議席の指定について

- (4) 常任委員会委員の選任について
- (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
- (6) 一般質問の受付について
- (7) 決算特別委員会の選任について
- (8) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名であります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の浅岡保夫委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成25年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部長） 9月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。まず、案件といたしましては、諮問1件、承認1件、一般議案12件、補正予算5件、認定8件、報告2件の計29件をお願いするものでございます。

まず、諮問第2号は、人権擁護委員、原田絹代（はらだきぬよ）氏が、平成25年12月31日をもって任期満了となることから、新たに加藤美枝子（かとうみえこ）氏を推薦するため、御意見を求めるものであります。承認第1号は、去る8月6日の集中豪雨による被害に対応するため、一般会計補正予算、第2回について、専決処分を行いましたので、その承認を求めるものであります。

議案第38号は、地方税法の改正に伴い、6月定例会でご可決をいただきました市税条例の一部改正に準じ、税以外の公債権一般について、延滞金の割合を、その年の市場金利と整合性を保つための特例を定めるものであります。次に、順番が前後しますが、議案第42号は、市営住宅の家賃について、議案第43号は、後期高齢者医療保険料について、議案第44号は、都市計画下水道受益者負担金について、議案第47号は、介護保険料について、議案第48号は、リバースモーゲージの利子貸付金について、いずれも議案第38号と同様に、延滞金の割合の特例を設けるものであります。戻っていただきまして、議案第39号は、借上公共賃貸住宅、「センチュリー21」をオーナーに返還するに当たり、市が負担する費用の額について、オーナーとの調停を成立させるものであります。議案第40号及び議案第41号は、地方税法の一部改正に伴い、主に公的年金の特別徴収制度の見直し、また、上場株式等に関する所得について、所要の規定の整備を行うものであります。議案第45号は、県道のつけかえに伴い、新たに市道路線を認定するものであります。議案第46号は、平成24年度水道事業会計の利益剰余金の処分について、御議決をお願いするものであります。議案第49号は、「子ども・子育て支援法」に基づき、同法に規定する事務を処理するための「子ども・子育て会議」を設置するものであります。続きまして、議案第50号は、一般会計の第3回補正予算で、補正予算書を御覧いただきたいと思っております。5ページをお願いいたします。歳入、歳出、それぞれ2億5,313万4,000円を追加し、補正後の予算総額を132億6,464万6,000円といたすものであります。46ページをお願いいたします。歳入の主なものといたしましては、9款、1項、1目、地方交付税は、交付額の決定によりまして、普通交付税を減額いたすものであります。13款、

2項、2目、民生費国庫補助金は、新たに「権利擁護推進事業」に係る「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を計上するものであります。48ページをお願いいたします。14款、2項、2目、民生費県補助金は、「生涯現役のまちづくり創出事業」に係る「介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金」と「保育園管理運営事業」における新設保育園の整備に対する「保育所緊急整備事業費補助金」を計上いたすものであります。17款、1項、1目、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。18款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、5億3,073万8,000円を計上いたすものであります。50ページをお願いいたします。20款、1項、4目、教育債は、「吉浜小学校特別教室設置事業」に対する事業債を計上いたすものであります。

次に、53ページをお願いいたします。歳出の主なものといたしましては、2款、総務費では、新たな取組みといたしまして、「ふるさと応援事業」と「地域内分権推進事業」におけるJAあいち中央高浜北部支店跡施設1階の改修工事費を計上し、「基金運用事業」では、公共施設等整備基金への積立金として、1億円を計上いたしております。3款、1項、2目、地域福祉推進費では、「いきいき広場管理運営事業」において、非常・災害時に備え、非常用電源発電機を設置するとともに、「災害時要援護者支援事業」といたしまして、災害時の要援護者情報を管理するシステムの構築、55ページの「権利擁護推進事業」として、平成26年4月からの「高齢者、障がい者等の社会的弱者の権利を擁護するセンター」の設置に向けての費用を計上いたしております。3款、2項、2目、保育サービス費では、「保育園管理運営事業」において、民間による新保育所の建設に対する補助金を、3目、家庭支援費では、新たに「子ども・子育て会議運営事業」として、「子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料」を計上いたしております。58ページをお願いいたします。10款、2項、1目、学校管理費の「小学校維持管理事業」では、吉浜小学校の児童数及び学級数の増加見込みに伴い、特別教室設置工事費、7,000万円を計上いたしております。以上が、一般会計第3回補正予算の概要でございます。

次に、議案第51号から議案第54号までは、特別会計の補正予算でございます

ます。補正予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。議案第51号、国民健康保険事業特別会計補正予算、第1回は、歳入では、前年度繰越金の額を確定し、歳出では、保険給付費等の給付実績の見込みによる補正を行うものであります。22ページ、23ページをお願いいたします。議案第52号、公共下水道事業特別会計補正予算、第1回は、歳入では、前年度繰越金の額を確定し、歳出では、職員人件費の増額と借入金の利子確定に伴う利子償還額の減額を行うものであります。28ページ、29ページをお願いいたします。議案第53号、介護保険特別会計補正予算、第1回は、歳入では、前年度繰越金の額を確定し、歳出では、国、県負担金等の過年度分返還金等に係る補正を行うものであります。34ページ、35ページをお願いいたします。議案第54号、後期高齢者医療特別会計補正予算、第1回は、歳入では、前年度繰越金の額を確定し、歳出では、職員人件費の増額と後期高齢者医療広域連合納付金の増額を行うものであります。

続きまして、認定第1号から認定第8号までは、平成24年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。決算書2ページ「平成24年度高浜市会計別決算総括表」をお願いいたします。初めに、一般会計でございます。歳入決算額は、139億7,824万1,455円、歳出決算額は、130億8,845万5,422円で、歳入、歳出差引残額は、8億8,978万6,033円となっております。次に、決算書の202ページの「実質収支に関する調書」をお願いいたします。実質収支額につきましては、歳入、歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました、8億3,073万8,033円でございます。再び、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。特別会計につきましては、3ページの合計額から2ページの一般会計を差し引きますと、6特別会計の歳入決算額は、75億8,264万6,996円で、歳出決算額は、72億7,167万7,512円となっております。

次に、水道事業会計でございますが、別冊の「水道事業会計決算書」の6ページ、7ページをお願いいたします。収入、水道事業収益は、7億8,776万5,718円、支出、水道事業費用は、7億1,703万3,797円とな

っております。

続きまして、報告第8号をお願いいたします。報告第8号でございますが、これは、公用車の物損事故に係る損害賠償額が決定したことにより、専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものであります。最後になりますが、報告第9号でございます。報告第9号は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告をさせていただくものでございます。以上が9月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの、当局より説明のありましたとおり、諮問1件、承認1件、一般議案12件、補正予算5件、決算認定8件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は、御退席願います。ありがとうございました。御苦勞様でございました。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局) それでは、説明させていただきます。9月定例会の会期及び会議日程につきましては、すでに6月20日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月12日から10月9日までの2

8日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、9月12日の本会議初日において、このたびの市長選挙及び市議会議員補欠選挙に伴い、議席の指定、常任委員会委員の選任等を行ったあと、市長の所信表明演説を行い、その後、諮問第2号及び承認第1号を即決で願い、引き続きまして、議案の上程、説明を受け、報告第8号及び報告第9号の報告を受けます。9月17日、第2日目と18日、第3日目の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問をお願いし、9月20日の第4日目は、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。9月24日から26日までの3日間は、決算特別委員会において、議案第46号及び認定1号から認定8号までの付託案件の審査をお願いいたします。なお、議案第46号、平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号、平成24年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議での総括質疑、決算特別委員会での質疑、ともに水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題として、質疑を行うものとさせていただきます。10月1日の総務建設委員会においては、議案38号から議案45号の条例等関係の8議案並びに議案第50号から議案第52号及び議案第54号の補正予算関係の4議案を審査願い、10月2日の福祉文教委員会においては、議案第47号から議案第49号の条例関係の3議案、並びに、議案第50号及び議案第53号の補正予算関係の2議案の審査をお願いいたします。

なお、補正予算につきましては、付託常任委員会区分を明示したものを別途配布させていただきますので、御了承をお願いしたいと存じます。最終日の10月9日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。また、お手元のほうに配布させていただいております会期及び会議日程(変更)を御覧いただきたいと存じますが、このたびの市長選挙及び市議会議員補欠選挙に関しまして、初日、9月12日の付議事項欄に、特別委員会委員の選任、この特別委員会委員は、議会改革特別委員会委員のこととございますが、この案件と、市長所信表明演説を追加させていただきたいと存じますので、よろしく御覧いただきたいと存じます。変更後の9月定例会の会期及び会議日程につきましては、議会運営委員会終了後、全議員及び関係者の方に配布をさせてい

ただきます。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明した案のとおり決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 議席の指定について

委員長 この件につきましては、9月2日に開催いたしました、議会運営委員会で御承認いただいておりますけども、長谷川広昌議員は、議席番号1ということで、本会議の初日に議長が指定することといたしますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(4) 常任委員会委員の選任について

委員長 この件につきましても、9月2日に開催いたしました、議会運営委員会で御承認いただいておりますが、長谷川広昌議員は、福祉文教委員会委員ということで、本会議の初日に議長から指名することで、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(5) 議会改革特別委員会委員の選任について

委員長 この件につきましても、9月2日に開催いたしました、議会運営委員会で御承認いただいておりますが、長谷川広昌議員を本会議の初日に議長から指名することとして、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(6) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、9月5日、木曜日の午前8時30分から9月6日、金曜日の午後5時までといたします。質問の順序は、受付順とします。ただし、9月5日の午前8時30分以前に二人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(7) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局) この件につきましても、9月2日に開催しました議会運営委員会で御承認のほういただいておりますが、構成メンバーについて御報告させていただきます。決算特別委員会委員は、長谷川広昌議員、浅岡保夫議員、幸前信雄議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、内藤とし子議員、内藤皓嗣議員、小野田由紀子議員、以上の8名となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました、8名を議長から指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたします。

(8) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書4件、意見書(案)2件です。陳情第3号から陳情第6号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局) それでは、お手元に陳情文書表(案)と各陳情書の写しを配布させていただいておりますが、提出されました陳情4件の付託委員会につきましては、陳情第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情」、陳情第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」、陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」、陳情第6号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情」、以上陳情4件につきまして、いずれも福祉文教委員会に付託するというので、お願いしたいと存じます。以上でございます。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありましたが、そのように決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。意見書(案)につきましては、共産党さんより2件提出されております。「消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書(案)」、「集团的自

衛権の行使容認に対する意見書（案）」が提出されていますので、その取り扱い及び案文について御協議願いたいと思いますが、その前に、各意見書（案）について、内藤とし子委員から説明をお願いいたします。

説（12） 消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策を求める意見書（案）については、文章を読んで、それと集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の二つについては、文章を読んで報告いたしますが、政府は、消費税増税について、8月末に有識者会議を開いて検討したうえ、9月初めに発表されるGDPの改定値などをみて判断するとしています。最終的に消費者に負担が押しつけられる消費税の増税は、国民の購買力を奪い、中小業者などの売り上げを減らして、景気を悪化させます。来年4月の5%から8%への増税と再来年10月からの8%から10%への増税で国民の負担増は合わせて13.5兆円にのぼります。国民の暮らしと経済への打撃はまさに壊滅的です。8月12日に発表された4から6月期のGDP速報値は、経済成長が予想を下回り、設備投資や住宅投資はマイナスでした。いまだに安倍首相が増税実施を決めきれず、有識者の点検会合を開くことになったのも、もくろみ通り進んでいないからです。2012年度の名目雇用者報酬は、前年度0.3%の減、4から6月期も実質0.4%増にとどまっています。6月の毎月勤労統計によると、労働者の基本給などを示す所定内給与は13カ月連続で前年同月を下回っています。明治安田生命の経済ウォッチ8月2週号は、消費税増税によって、2014年度の経済成長率は0.5%減になると試算しました。景気悪化によって所得税や法人税が減収となり、財政も悪化します。経済指標が求めているのは、消費税増税を中止する判断です。共同通信社の世論調査、8月24日、25日実施では、予定通り実施すべきだが、22.5%にとどまり、現行の税率5%を維持すべきだは、29.1%で最も多く、引上げ時期は先送りすべきだ、22.7%となっています。また、フジテレビ系新報道2001の世論調査、8月25日では、来年4月から消費税率を8%に予定通り引き上げることにについて、過半数の55%が反対、賛成の42%を上回りました。実際、1997年に消費税の税率が3%から5%に引き上げられたときには、よくなり始めた景気が落ち込み、長期にわたる不況になりました。今回の場合、国民所得の落ち

込みが続いており、国民生活と経済への打撃はより深刻との声が強まっています。いまこそ消費税増税を中止し、国民の所得を増やす景気対策に転換して、消費税増税に頼らない道に踏み出すべきです。以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。平成25年9月、きょうは4日ですか、高浜市議会。衆議院の議長、参議院の議長、内閣総理大臣、財務大臣宛てということです。それからもう一つ、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）についてですが、安倍政権は、国民の批判を無視して、集団的自衛権の行使容認に向けた動きを加速しています。内閣の憲法解釈を担当する内閣法制局の長官を行使容認派に交代させたのに続き、行使を検討してきた有識者懇談会での議論を本格化させる構えです。秋の臨時国会では行使容認に向けた、政府の憲法解釈変更を宣言するとも伝えられます。憲法で戦争を放棄し武力の行使を禁止している日本が、海外で戦争に参加するなどというのは、許されません。戦後68年、日本がただの一度も外国での戦争に参加しなかったことは世界に誇るべきことです。憲法解釈を変え戦争の道突き進むのは言語道断です。国連憲章にある集団的自衛権の規定は、国連の統制を受けずに軍事行動ができるようアメリカが持ち込んだものです。アメリカのベトナム侵略戦争などが集団的自衛権の口実でおこなわれました。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定をもちだして、憲法違反の武力行使を正当化するのは、二重三重に大違いです。日本が直接攻撃されたわけでもないのに、アメリカなど日本と密接な関係にある国が攻撃されることを理由に、日本が武力を行使する集団的自衛権の行使は、これまで歴代の政権が憲法上、行使は認められないとしてきたものです。こうした判断は、内閣法制局の長官だけでなく首相や閣僚なども国会で繰り返し答弁し、閣議で決定した答弁書などでも確定した政府全体の見解です。共同通信社の世論調査、8月24日、25日では、集団的自衛権を行使できるよう憲法解釈を見直すことについて、反対50%、賛成39%となっており、安倍政権の行使容認の動きは、国民世論と全く逆行しています。日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにと述べるとともに、平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼して安全と生存を保持しようとして決意したとしています。世界でも、今、戦争ではなく平和的、外交的努力で問題を解決す

ることが流れです。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本は進むべきです。以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。平成25年9月4日、高浜市議会。これも、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てと予定しています。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、それぞれ説明がありましたが、各意見書案の取り扱い及び案文について、各会派から御意見をいただきたいと思います。まず、市政クラブさん。

意(4) 市政クラブといたしましては、会のほうで持ち帰って考えたいと思いますので、よろしく願いします。

委員長 次に、公明党さん、小野田由紀子委員。

意(16) 持ち帰らせていただきます。

委員長 次に、参考までに、市民クラブさん、2番、黒川議員。

意(2) 持ち帰りをお願いいたします。

委員長 次に、参考までに、開拓志さん、長谷川議員。

意(長谷川広昌) 持ち帰らせていただきます。

委員長 各会派より御意見をいただきましたけども、この意見書案につきましては、持ち帰りとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、持ち帰りとさせていただきます。

2 その他

委員長 私のほうから、今後の議会運営委員会の日程等について、お願いをいたします。まず、9月20日、金曜日、本会議第4日、総括質疑ですけども、終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定をお願いいたします。次に、平成25年12月定例会の日程を決定したいと思いますので、その日程を

決定する議会運営委員会の開催日を御協議いただきたいと思います。案としては、10月2日、水曜日、福祉文教委員会終了後、また、その後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、10月2日の福祉文教委員会終了後、また、委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催ということで、よろしく願いいたします。それから、これはまだわかりませんが、総合計画の中期基本計画の審議をする臨時会の日程も今後考えなければなりません。早ければ、1月の終わり、もしくは、2月の頭ぐらいには、前期計画のときと同じようなやり方を取るのであれば、二日間をかけてということになると思うんですが、その日程もですね、できるだけ早く決められればということは思っておりますが、当局との調整の中で一度、そういうのが1月の終わりから2月にあるということだけ、まずもって皆様方、御理解をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。次に事務局より発言を求められていますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、3点ほどお願いをいたします。まず、1点目でございますが、決算特別委員会の初日、9月24日、火曜日でございますが、午後、証憑書類の審査をしていただくわけでございますが、午後5時までといたし、時間延長を希望される場合には、おおむね4時を目安に、事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。最大、午後7時までの延長を可能といたします。なお、延長時の対応職員につきましては、監査事務局長、会計管理者、そして私、事務局長とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それから2点目でございます。同じく、決算特別委員会の関係でございますが、9月24日から26日までの開催予定としておりますが、第1日目の24日につきましては、代表監査員の加藤様より業務の都合により、出席ができないとの申し出がございましたので、御報告をさせていただきます。この第1日目につきまし

ては、正副委員長の選出と、それから、現地視察等でございます。事前の欠席申し出に対しまして、よろしくお願いをしたいと存じます。最後に、3点目でございます。定例会の初日、9月12日、開会前に、新しい議員さんが加わったことによりまして、議会だより等に活用するために、議場での、着座にての写真撮影をお願いしたいと思っております。服装につきましては、撮影時は、上着とネクタイを着用していただきたいと思っております。撮影時間は、午前9時50分から行いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長 よろしいですかね、今の件は。

意見なし

委員長 それでは、もう一つ。私のほうから最後になりますけども、クールビズにつきまして、本年度は5月20日より実施をしておりますけども、10月末日までとさせていただきますので。これ、当局に合わせてということで、御協力、御理解をお願いしたいと思います。それから確認ですけども、議会でのクールビズの実施については、議運の申し合わせ事項により、議場等における上着、ネクタイの着用については、期間中、自由とするとしておることから、当局におかれましても、定例会開会中の議場内及び各委員会でのポロシャツ等の着用に関しては控えていただこうと思っております。これは事務局を通して当局側に伝えておきます。ということでよろしいでしょうか。

意見なし

委員長 事務局のほうは、よろしくお願いをいたします。それでは、ほかに何かございますか。よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時38分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長